

鹿屋市告示第 1 号

鹿屋市空き家情報の外部提供に関する事務取扱要綱を次のように定めた。

令和 8 年 1 月 1 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 7 年 12 月 16 日 決 裁

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が空き家等に関する情報を、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意があるときに限り、空き家等対策（空き家等の適切な管理、利活用、流通等をいう。以下同じ。）を行う登録事業者に提供することにより、空き家等対策を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 空き家等情報 次に掲げるものをいう。
 - ア 空き家等の所在地
 - イ 所有者等の氏名
 - ウ 所有者等の住所
 - エ 所有者等の連絡先
 - オ 所有者等における空き家等の所有関係
 - カ 空き家等の構造及び状態等に関する事項
 - キ 空き家等の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向
 - ク その他市長が必要と認める事項
- (3) 流通事業者 本市に事業所を有し、空き家等の所有者等に対し、適正な管理や活用方法に関する提案等ができる法人又は個人事業主をいう。
- (4) 空き家等対策組織 流通事業者等が所属し、空き家等対策を行う組織をいう。
- (5) 所属事業者 空き家等対策組織を構成する流通事業者及びその他の事業者等をいう。

(登録の対象)

第3条 空き家等情報の提供を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 流通事業者若しくは空き家等対策組織又は本市と空き家等対策に関する協定を締結する事業者であること。
- (2) 空き家等対策組織においては、事務局として本市との連絡窓口となる者がいること。
- (3) 提供があった空き家等情報に係る所有者等に対し、空き家等対策に関する提案、相談、交渉等を直接行うことができる者であること。
- (4) 納期の到来している市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の対象としない。

- (1) 鹿屋市暴力団排除条例（平成 24 年鹿屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 市長が適当でないと認める者
（登録の申請）

第 4 条 空き家等情報の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市空き家等情報提供事業者登録申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第 2 号様式）
- (2) 申請者の登記簿謄本又は定款若しくは宅地建物取引業免許の写し
- (3) 申請者又は所属事業者の空き家等対策に係る取扱業務がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（登録の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、鹿屋市空き家等情報提供事業者登録承認（不承認）通知書（別記第 3 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の承認を受けた者（以下「登録事業者」という。）を次に掲げる事項を記載した鹿屋市空き家等情報提供事業者名簿（別記第 4 号様式）（以下「名簿」という。）に登録し、当該名簿を公表するものとする。

- (1) 事業者名又は組織名
- (2) 事業所の所在地

- (3) 代表者氏名
 - (4) 連絡先
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (登録内容の変更及び抹消)

第6条 登録事業者は、名簿に記載された内容に変更が生じたとき又は空き家等対策に係る事業を廃止するときは、速やかに鹿屋市空き家等情報提供事業者登録変更（廃止）届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者について、名簿から抹消し、空き家等情報の提供を取り消し、及び提供した空き家等情報の利用停止、返還又は破棄を命じることができる。

- (1) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘等を行ったとき。
- (3) 強引な手法及び事実誤認を与える営業活動等を行ったとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を鹿屋市空き家等情報提供事業者登録抹消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

4 前条第2項の規定は、登録内容の変更及び抹消について準用する。

(外部提供に係る手続)

第7条 市長は、空き家等情報を登録事業者に提供することについて、所有者等の同意を得ようとするときは、当該所有者等に鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する同意書（別記第7号様式）を提出させるものとする。

2 市長は、前項に規定する所有者等の同意があったときに限り、当該所有者等に係る空き家等情報を、鹿屋市空き家等情報の提供書（別記第8号様式）により登録事業者に提供するものとする。

(報告)

第8条 登録事業者は、空き家等情報を利用した空き家等対策が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する報告書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等対策を完了したとき。
- (2) 空き家等対策を中止したとき。
- (3) 空き家等対策に関する苦情等が発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

鹿屋市長

様

申請者所在地

事業者名

代表者名

鹿屋市空き家等情報提供事業者登録申請書

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

1 登録内容

事業者名又は組織名	
所在地	〒
担当者	
電話番号	
メール	
事務局となる事業者 （※）空き家等対策組織 の場合は記入すること。	（事業者名） （所在地）〒 （担当者） （メール）
ホームページ等	
対応可能な空き家等対策	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ リフォーム ☐ 解体 ☐ 管理 ☐ その他（内容： ）
事業者概要 活動内容等	

2 添付書類

- (1) 誓約兼同意書（別記第 2 号様式）
- (2) 申請者の登記簿謄本又は定款若しくは宅地建物取引業免許の写し
- (3) 申請者又は所属事業者の空き家等対策に係る取扱業務がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

誓約兼同意書

鹿屋市から提供を受けた空き家等情報を利用した空き家等対策に関し、誠意をもって取り組むこととし、以下のとおり誓約します。

- 1 関係する法令等を遵守します。
- 2 空き家等情報の取扱いに当たって、次に掲げる事項を遵守します。
 - (1) 取扱責任者を定めること。
 - (2) 漏えい、滅失、改ざん及び毀損その他の事故を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 利用目的以外の使用を行わないこと。
 - (4) 複写及び複製を行わないこと。
 - (5) 市長から空き家等情報の利用停止、返還又は破棄を命じられたときは、直ちに指示に従うこと。
 - (6) 事故等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
 - (7) 個人情報保護に関する措置を講ずること。
- 3 空き家等情報を利用した空き家等対策に関する費用が発生するときは、あらかじめ所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとします。
- 4 空き家等情報を利用した空き家等対策に関する苦情等が発生したときは、直ちに問題解決のために対応するとともに、速やかに市長に報告します。
- 5 空き家等情報を利用した空き家等対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。
- 6 登録申請した内容に虚偽はありません。
- 7 鹿屋市空き家等情報提供事業者登録審査に当たり、市税の納付状況について鹿屋市が職権で調査及び確認することに同意します。
- 8 登録内容について、鹿屋市ホームページ等で公開することに同意します。

年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市空き家等情報提供事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました鹿屋市空き家等情報提供事業者登録について、以下のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	
承認（不承認）の理由	
事業者名又は組織名	
所在地	
事務局となる事業者 （※）空き家等対策組織 の場合は記入すること。	（事業者名） （所在地）〒 （担当者） （メール）
ホームページ等	
対応可能な空き家等対策	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ リフォーム ☐ 解体 ☐ 管理 ☐ その他（内容： ）
事業者概要 活動内容等	

2 注意事項

- (1) 登録内容に変更があったときは、速やかに鹿屋市に届け出ること。
- (2) 鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱及び関係法令等を遵守すること。

第4号様式（第5条関係）

鹿屋市空き家等情報提供事業者名簿

[illegible]

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者所在地

事業者名

代表者名

鹿屋市空き家等情報提供事業者登録変更（廃止）届出書

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり登録内容の変更（廃止）を届け出ます。

1 登録内容

事業者名又は組織名	
所在地	〒
担当者	
電話番号	
メール	
事務局となる事業者 （※）空き家等対策組織 の場合は記入すること。	（事業者名） （所在地）〒 （担当者） （メール）
ホームページ等	
対応可能な空き家等対策	☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ リフォーム ☐ 解体 ☐ 管理 ☐ その他（内容： ）
変更（廃止）内容	

2 添付書類

- (1) 所属事業者が追加される場合、その事業者及び取扱業務がわかる書類並びに誓約書兼同意書
- (2) 宅建業免許を受けて事業を行う所属事業者に当たっては、当該免許の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市空き家等情報提供事業者登録抹消通知書

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱第 6 条第 3 項の規定により、
次のとおり登録を抹消しましたので通知します。

記

抹消の理由

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

氏 名

連絡先

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する同意書

私は、別紙の説明事項を理解した上で、次のとおり空き家等情報を外部提供することに同意します。

記

1 空き家等情報

空き家等の所在地	住所 地番	
所有者等	氏名	
	住所	
	連絡先	
	所有関係	
空き家等の構造、状態等に関する事項		
空き家等の管理、利用及び解体等に関する所有者等の意向 （複数選択可）		☐ 売却 ☐ 賃貸 ☐ リフォーム ☐ 解体 ☐ 管理（内容： ） ☐ その他（内容： ）
その他特記事項		

別紙（第7号様式関係）

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する説明事項

- 1 これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年号外法律第57号）第27条第1項の規定に基づき、個人情報等の外部提供に当たって、所有者等の同意を得ようとするものです。
- 2 外部提供の目的は、不動産、建築、金融等それぞれの分野において専門的知見を有する事業者に空き家等情報を提供することにより、鹿屋市と事業者が連携して鹿屋市空き家等対策計画の基本方針となる「空き家等の適切な管理の促進と発生予防」、「空き家等の利活用の推進」及び「空き家等に対する適切な措置」に取り組むためです。
- 3 提供する個人情報は、同意書に記載された「空き家等情報」です。
- 4 提供の対象は、「鹿屋市空き家等情報提供事業者名簿」に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）です。登録事業者については、関係する法令等を遵守し、空き家等情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の適切な管理に努め、空き家等情報を利用した空き家等対策に誠意をもって取り組むことを誓約しています。
- 5 所有者等の同意があるときに限り、登録事業者に対し空き家等情報を提供します。所有者等の同意がないときは、外部提供されません。
- 6 空き家等情報の提供を受けた登録事業者は、所有者等に対し空き家等対策に関する提案、相談、交渉等を直接行います。この提案等に基づく契約等については、鹿屋市は直接関与しません。また、この空き家等対策に関する一切の紛争については、当事者間で解決していただきます。なお、この空き家等対策については、必ずしも所有者等に実施を義務付けるものではありません。また、所有者等が抱える空き家等に関する課題の解決等を保証するものではありません。
- 7 登録事業者の提案等については、内容に応じて費用が発生する場合があります。その場合は、あらかじめ登録事業者が所有者等に対し費用の有無及び金額を説明し、その同意を得ることとしています。
- 8 空き家等情報の外部提供に関する取組みについては、鹿屋市地域活力推進課が所管しています。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市空き家等情報の提供書

次の空き家等情報を外部提供することについて、所有者等から同意がありましたので、鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、情報提供します。

記

1 空き家等情報

空き家等の所在地	住 所	
	地 番	
所有者等	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
	所有関係	
空き家等の構造、状態等に関する事項		別添のとおり
空き家等の管理、利活用及び解体等に関する所有者等の意向		
そ の 他 特 記 事 項		

2 注意事項

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱及び関係法令等を遵守すること。

第 9 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者所在地

事業者名

代表者名

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する報告書

鹿屋市空き家等情報の外部提供に関する事務取扱要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

空き家等の 所在地	住 所	
	地 番	
所有者等	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
取扱責任者		
報 告 内 容		